



国空制第276号
平成21年8月19日

社団法人 日本航空機操縦士協会
会長 萩尾 裕康 殿

航空局管制保安部長



管制指示等の復唱について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり指針を定めましたので、了知の上、貴傘下会員に対し本指針に基づき管制指示等の復唱を実施する旨周知していただくようお願いいたします。

【別紙】 「管制指示等の復唱について」

国空制第276号
平成21年8月19日

管制指示等の復唱について(指針)

1. 操縦士は、無線電話通信により管制機関、対空援助業務実施機関又は国際対空通信業務実施機関から受領した管制承認、管制指示又は管制許可等のうち、次の項目については内容を簡潔に復唱すべきである。ただし、管制機関から応答しないよう指示された場合を除く。

- (1) 離陸許可、着陸許可、滑走路の横断許可、滑走路上の地上走行指示、滑走路における待機指示及び滑走路手前における待機指示
- (2) 飛行経路(SID、トランジション及び STAR を含む。)に係る承認及び指示
- (3) 高度、高度制限、磁針路及び速度に係る承認及び指示
- (4) 待機指示、進入許可及び復行指示
- (5) 上記(1)～(4)の指示等の他、「～の後」等の条件が付された指示及び許可
- (6) 二次レーダーコード及び使用滑走路(同一周波数を聴取する全機への同時一方送信された場合を除く。)

2. 操縦士は、復唱に際して自機のコールサインを省略した場合、不要な混同や混乱を生じる可能性があることに留意しなければならない。

注1: “ROGER”及び“WILCO”は復唱に当たらない。

注2: 条件が付された指示等については、当該条件も合わせて復唱すべきである。

XXX/09

管制指示等の復唱について

1. 操縦士は、無線電話通信により管制機関、対空援助業務実施機関又は国際対空通信業務実施機関から受領した管制承認、管制指示又は管制許可のうち、次の項目については内容を簡潔に復唱すべきである。ただし、管制機関から応答しないよう指示された場合を除く。

- (1) 離陸許可、着陸許可、滑走路の横断許可、滑走路上の地上走行指示、滑走路における待機指示及び滑走路手前における待機指示
- (2) 飛行経路（SID、トランジション及びSTARを含む。）に係る承認及び指示
- (3) 高度、高度制限、磁針路及び速度に係る承認及び指示
- (4) 待機指示、進入許可及び復行指示
- (5) 上記（1）～（4）の指示等の他、「～の後」等の条件が付された指示及び許可
- (6) 二次レーダーコード及び使用滑走路（同一周波数を聴取する全機への同時一方送信された場合を除く。）

2. 操縦士は、復唱に際して自機のコールサインを省略した場合、混同や混乱を生じる可能性があることに留意しなければならない。

注1： "ROGER"及び"WILCO"は復唱に当たらない。

注2： 条件が付された指示等については、当該条件も合わせて復唱すべきである。

XXX/09

Read back of ATC clearances

1. A pilot should briefly read back the contents of the following items, included in ATC clearances, instructions or approvals, transmitted through voice communication by ATC facility, Mobile Communication Service facility or International Air-ground Communication Service facility unless ATC facility instructs not to reply.

- (1) Clearances or instructions to take-off, land on, cross, taxi on, line up and hold short of any runway
- (2) Clearances or instructions regarding a route of flight (including SID, Transition and STAR)
- (3) Clearances or instructions regarding altitude, altitude restrictions, heading and speed
- (4) Holding instruction, approach clearance or go-around instruction
- (5) Other than instructions of (1)~(4) above, instructions or approvals with any condition such as "after ~"
- (6) SSR codes and Runway in use (except when transmitted simultaneously to all aircraft hearing the same frequency.)

2. When a read back is forwarded, a pilot should pay attention to the possibility of misunderstanding or confusion by omitting one's call sign

Note1: "ROGER" or "WILCO" is not to be deemed as read back.

Note2: A pilot should read back the condition of instructions when conditional clearances are instructed.